

2012年7月6日
岡地株式会社

当社に対する業務改善命令について

当社は平成24年7月6日に農林水産省及び経済産業省から商品先物取引法（以下、法という）の規定に基づく業務改善命令を受けました。

業務改善命令を受けたことにつきまして、お取り引きをいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、農林水産省及び経済産業省のホームページにおいても概要についての開示がなされております。

1 処分内容

法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令

商品先物取引業の運営の改善のため、以下の措置を速やかに講ずること。

- (1) 外務員による委託者資産の着服が発生したことに関し、その経緯及び原因を踏まえ、業務監査の実施等再発防止策を講ずること。
- (2) 法令遵守の徹底を図ること。

2 処分理由

法第232条第1項の規定に該当する事実

外務員による委託者印鑑登録票の偽造及び委託者資産の着服があったことが確認されたことから、再発防止及び法令遵守の徹底に向けた業務改善の必要があると認められたこと。

3 当社の対応

当社はこれまで役職員の法令遵守及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいりましたが、残念なことに平成23年上半旬に元契約外務員により委託者印鑑登録票を偽造され、複数回にわたり委託者資産から計140万円の現金を着服される事件が発生してしまいました。この元外務員は事件発覚以前に既に退職し行方不明となっておりますが、当社として事件発覚直後にこの件は詐欺横領行為として警察に被害届を提出し受理されております。

今回の事件が発生した後、当社と致しましては現在に至るまでに入出金制度の改正や業務監査の重点実施等、再発防止のための管理体制の構築に取り組んでまいりました。特に外務員による現金授受は規定を大幅に見直し改善措置を徹底しております。

当社として今回主務省より業務改善命令を受けたことを厳粛に受け止め、今後はより一層の法令順守の徹底と管理体制の強化を図っていくとともに、商先業者としてお客様の信頼を得られるよう全社をあげて真摯に取り組んでいく所存でございます。

以上